

監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した、都市整備部（都市政策課、駅周辺整備課、住宅政策課）及び建設水道部〔道路河川課（高規格道路対策室、郊外生活基盤整備室）、公共交通用地対策室〕に係る定期監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 27 日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

都市整備部及び建設水道部（道路河川課、公共交通用地対策室）
に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年2月24日（火）

2 監査の対象

都市整備部（都市政策課、駅周辺整備課、住宅政策課）及び建設水道部〔道路河川課（高規格道路対策室、郊外生活基盤整備室）、公共交通用地対策室〕（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

ただし、次の事項については検討が望まれるので意見を付す。

（1）市営住宅の管理について

住宅戸数については、適正な管理運営に努めていただきたい。

（2）景観計画の推進について

敦賀市全域において地域の特性を活かした景観形成づくりについて、助言、指導に努めていただきたい。

5 各課等の予算執行状況は別表1～4のとおりである。